



感染拡大に伴う保育施設の休園基準の見直しについて

新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株の感染力などによって、市内でも患者が急増しており、県の保健所では濃厚接触者の特定等が実施困難な状況であるといったことが示されました。

このことから、松戸市内の保育施設においては、昨年設定した独自の休園基準を適用してまいります。

また、令和4年1月28日付で厚生労働省より「濃厚接触者の待機期間」及び「無症状患者の療養基準」の見直しなどについて通知されたことから、本市では以下のとおり、保育施設の休園基準の一部を見直しましたのでご報告いたします。

●主な変更点

原則休園やクラス閉鎖期間をこれまでの10日から7日に短縮（変更）します

●変更理由

濃厚接触者の待機期間が10日から7日に短縮となったことから、

●運用開始日

令和4年1月28日

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市子ども部保育課 ☎047-366-7351

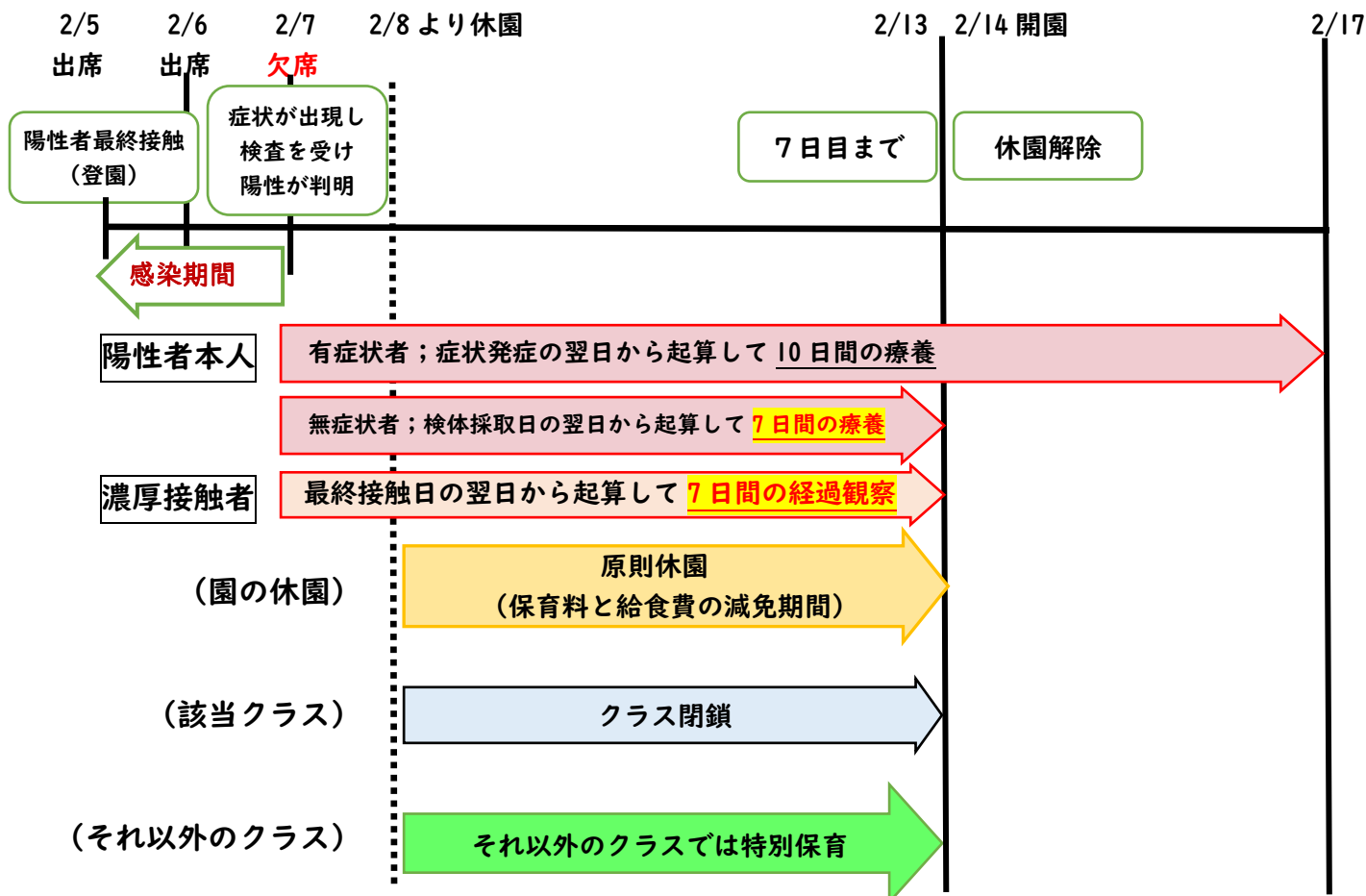
FAX 047-366-0742 ✉ mchoiku@city.matsudo.chiba.jp

厚生労働省 令和4年1月5日 事務連絡令和4年1月28日 一部改正

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」に伴う休園期間の変更等について下記のとおりお知らせいたします。

園児	園児が※1) 感染期間に登園している場合 園児1名の発生で、最終接触日の翌日から起算して 7日目まで ※2) 原則休園 ※1) 発症日の2日前または無症状の場合は検査日の2日前からが感染期間 ※2) 休園開始日は、陽性判明日のタイミングにより変わります	
	陽性者が在籍しているクラスは最終接触日の翌日から起算して※3) 7日目までクラス閉鎖 ※3) 潜伏期間内における症状出現が平均5～6日目、オミクロン株は最長6日であることによる	
	それ以外のクラス	<ul style="list-style-type: none"> ● 休園開始日より特別保育を実施（保育が必要な方に保育を提供） ※ 休園期間中にそれ以外のクラスで陽性者が発生した場合は、新たに休園期間を設定し、クラス閉鎖を開始
	保育料・給食費	<ul style="list-style-type: none"> ● 休園期間中については、返還（充当）対象 ● 特別保育利用者は返還（充当）対象外
職員	職員の陽性者	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症対策を講じているため、休園はしない ● ただし、7日間に5名以上の陽性者発生で、施設の規模・職員数等に応じ休園を検討 ● 休園の際は、運営可能な範囲で特別保育の実施

●具体的な休園のイメージ（園児が2月7日に陽性判明し2月8日～休園）



厚生労働省 令和4年1月5日 事務連絡令和4年1月28日 一部改正

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」に伴う休園期間の変更等について下記のとおりお知らせいたします。

園児	園児が ^{※1)} 感染期間に登園している場合 園児1名の発生で、最終接触日の翌日から起算して7日目まで ^{※2)} 原則休園 ※1) 発症日の2日前または無症状の場合は検査日の2日前からが感染期間 ※2) 休園開始日は、陽性判明日のタイミングにより変わります	
	最終接触日の翌日から起算して ^{※3)} 7日目までルーム閉鎖 ※3) 潜伏期間内における症状出現が平均5~6日目、オミクロン株は最長6日であることによる	
	保育料	● 休園期間中については、返還(充当)対象
職員	職員の陽性者	● 感染症対策を講じているため、休園はしない ● ただし、7日間に ^{※4)} 複数名以上の陽性者発生で休園を検討 ● 運営可能な範囲で特別保育の実施 ※4) 具体的な人数は施設の規模、職員体制などにより変わります

●具体的な休園のイメージ (園児が2月7日に陽性判明し2月8日~休園)

